

「第2種酸素欠乏危険作業特別教育」のご案内

令和8年5月

一般社団法人鳥取県労働基準協会東部支部

ずい道、ピット、井戸などの内部、穀物や飼料のサイロ、醤油や酒類など発酵する物を入れたタンクやむろ、汚水などのタンクやマンホールなどは酸素欠乏危険場所または硫化水素中毒危険場所であり、酸素欠乏症、硫化水素中毒は致死率が高く、とても危険な作業場所です。労働安全衛生法では、これらの場所で作業に従事する労働者に対して、特別教育の実施が義務付けられています。第2種酸素欠乏危険作業特別教育は、酸素欠乏危険場所及び硫化水素中毒危険場所に係る特別教育であり、以下により実施しますので、受講いただきますようご案内いたします。

- 1 日時 令和8年9月29日（火） 8：30～15：20 （受付8:10～8:25）
- 2 場所 鳥取県労働基準協会会館 （鳥取市若葉台南1丁目17番地）
- 3 日程 ①酸素欠乏等の発生の原因（1時間） ②酸素欠乏症等の症状（1時間）
③空気呼吸器等の使用の方法（1時間） ④事故の場合の退避及び救急処生の方法（1時間）
⑤その他酸素欠乏症等の防止に関し必要な事項（1.5時間） 【学科 5.5時間】
- 4 受講料 鳥取県労働基準協会会員 9,000円（税込）（1人あたり）（テキスト代含）
（消費税10% 内税818円）
非会員 11,000円（税込）（1人あたり）（テキスト代含）
（消費税10% 内税1,000円）
- 5 申込方法 裏面の受講申込書に必要事項を記載し、FAX又は持参、郵送でお申し込みください。
受講料は、振込又は持参にてお支払いください。（振込手数料はご負担ください）
なお、申込期限以降の取消については、受講料を返却できませんのでご了解ください。
申込先 一般社団法人鳥取県労働基準協会東部支部（鳥取市若葉台南1丁目17番地）
FAX 0857-52-5061 登録番号 T5270005000526

口座	鳥取銀行	鳥取支店	普通	0051204
	名義人 （一社）鳥取県労働基準協会東部支部			
- 6 受講申込・受講料支払期限 令和8年9月11日（金） なお、定員60人とします。
- 7 その他 (1) 筆記用具を持参してください。
(2) 鳥取県労働基準協会の特別教育等受講者記録をお持ちの事業所は、当日、受付に提出してください。受講者には各人に修了証を交付します。
(3) 受講票等は発行いたしませんので、当日、受付時間に会場にお越しください。
(4) 本特別教育は、建設業においては、「人材開発支援助成金・建設労働者技能実習コース」に該当する教育です。詳細は、鳥取労働局職業安定課（TEL0857-29-1707）にお問い合わせください。
(5) 感染防止のための基本対策にご留意、ご協力をお願いします。発熱等のある方は受講を差し控えてください。
(6) 教育の開始時間に遅刻された方は受講をお断りします。余裕をもって会場にお越しください。
(7) 会場付近は飲食店が少ないのでご留意ください。

お問合せ先 鳥取県労働基準協会東部支部 TEL 0857-52-5060 担当 平井

FAX 0857-52-5061

第2種酸素欠乏危険作業特別教育 受講申込書

令和8年9月29日(火)開催

フリガナ 氏名	生年月日

※ 修了証に記載しますので、正確に記入して下さい。

鳥取県労働基準協会（ 会員事業所 ・ 非会員 ） どちらかに○をしてください。

受講者数（ 人） 受講料合計（ 円）

上記のとおり申し込みます。受講料は 月 日に（ 振込 ・ 現金払い ）します。

（申込・受講料支払期限は令和8年9月11日(金)です。）

振込先 鳥取銀行鳥取支店 普通 0051204
名義人 （一社）鳥取県労働基準協会東部支部

※インボイス希望（ する ・ しない ）（どちらかに○印をして下さい。）

希望する場合は必要なものに○印をして下さい。（請求書 ・ 領収書）

令和8年 月 日

〒

所在地

事業所名

業種

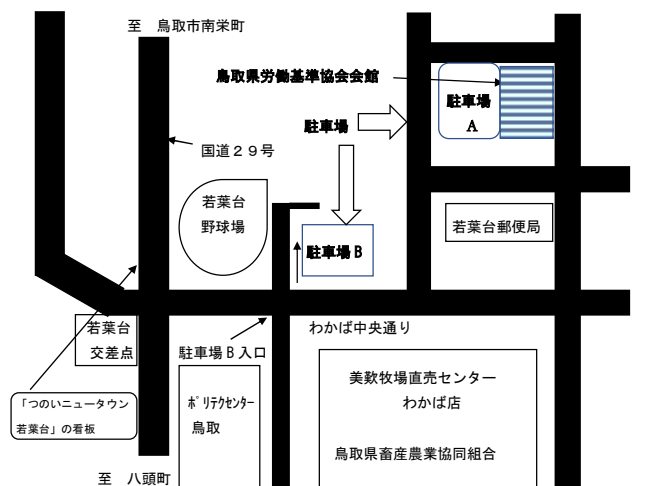
Tel

Fax

（ご担当 ）

（一社）鳥取県労働基準協会東部支部 支部長 殿

駐車場の案内



○ 鳥取県労働基準協会会館の駐車場 A は他の講習の実技会場となっておりますので、駐車場 B（ニュータウン中央公園駐車場）をご利用ください。